

平成 30 年 5 月 29 日

財政市民委員会資料 市) 市民自治推進課

(仮称) 札幌市町内会に関する条例 (素案)

平成 30 年 (2018 年) 5 月

札幌市市民自治推進室

## 条例制定の背景及び趣旨

### 1 条例制定の背景

町内会は、市内の各地域において日常の交流を通じて、高齢者の福祉や防災・防犯、清掃や環境美化、冬期の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支えるなど、地域コミュニティの中心的な役割を担うことで、市の発展に大きく貢献してきました。

しかし、少子高齢化や核家族化などによる世帯構成の変化や、集合住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、住民意識や生活環境の変化などに伴い、町内会においては、加入率の低下、役員の高齢化や担い手不足などにより、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

町内会は地縁によって結ばれた支え合いの場です。子どもや高齢者の日頃の見守りだけではなく、地震や豪雨などの自然災害をはじめとする非常時に備えるためにも、今後ますます必要となる地域の重要な力であるとともに、町内会は、身近な市民参加の機会でもあり、住民主体のまちづくりを進めるための礎となります。

### 2 制定の趣旨

こうした背景を踏まえ、町内会の意義や重要性などの理念を改めて共有し町内会、市、事業者の役割を明らかにし、一体となって町内会の活性化に取り組むことが求められています。

札幌市には、市民が主体のまちづくりを基本理念とする、札幌市自治基本条例と札幌市市民まちづくり活動促進条例が定められています。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会を応援するために、この条例の制定を目指します。

## 条例（素案）

### 1 前 文

条例制定の背景及び趣旨を盛り込んだ前文を設けることで、町内会の意義や役割、重要性をしっかりと示すこと、条例が目指す札幌の姿をわかりやすく表現するものとします。

### 2 目 的

町内会が地域コミュニティの中心として重要な役割を担っていることを広く共有するとともに、町内会の一層の活性化に際しての基本理念や市の責務等を定めることによって、町内会の活動を促進し、安全安心で暮らしやすく、いきいきとした地域コミュニティの実現に寄与することを、目的とします。

### 3 定 義

町内会は、「良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定の範囲の区域に住所を有する世帯および事業所等の地縁に基づいて形成された町内会、自治会などの団体」とします。

### 4 基本理念

町内会の一層の活性化を図る際には、次の事項を基本理念とします。

- (1) 地域住民の交流を促進することによって、地域住民が相互に協力しながら、自主的に町内会の活動が行われるようにすること。
- (2) 町内会の活動が行われるに際しては、地域住民の相互の理解に基づき、様々な価値観や自主性を尊重すること。

### 5 様々な主体の役割・責務

町内会、市、事業者が各々の役割を認識し、等しく地域の一員であるという意識を持ちながら、一体となって町内会の一層の活性化に取り組むことが求められており、次のとおりとします。

#### (1) 町内会の役割

- ア 町内会は、地域住民の自発的な加入を促進するよう努めること。
- イ 町内会は、その活動に関する情報を積極的に提供し、地域住民が世代や性別を問わず参加や協力をしやすいものとなるよう努めること。

- ウ 町内会は、運営の透明性の更なる向上を図り、地域住民に対しその内容がより分かりやすいものとなるよう努めること。
- エ 町内会は、良好な地域コミュニティの維持および形成のために、他の町内会をはじめとして、地域で活動するNPOや事業者などを含めた他の団体との連携を深めるよう努めること。

## (2) 市の責務

- ア 市は、地域住民の自発的な町内会への加入や、町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うこと。
- イ 市は、町内会に対する地域住民の理解と関心を深め、及び町内会の活動への地域住民の一層の参加を促進するため、広報活動、啓発活動を行うものとし、その他財政面も含めた必要な支援措置を講ずるよう努めること。
- ウ 市は、町内会の一層の活性化に関する施策を行う際には、町内会の意見を勘案して行うこと。
- エ 市は、施策、事業等の実施にあたり、町内会に協力を依頼する場合には、関係する部署間の連携に努め、町内会の負担が過重にならないよう十分に配慮すること。
- オ 市職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、その更なる活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとする。

## (3) 事業者の役割

- ア 市内に事業所を有する事業者は、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会の重要性をよく理解し、自らもその一員として、町内会活動への参加や協力を努めること。
- イ 住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者は、住宅の建築や販売、賃貸や管理等を行うにあたり、入居しようとする者に対して、町内会への自発的な加入、または町内会の設立に資する情報を提供するよう努めること。